

京都市告示第419号

京都市水路等管理条例第2条第2号に基づき、農業用水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項に規定に基づき、次の農業用水路等を変更します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成25年1月21日

京都市長 門川 大作

(指定農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	松尾水0053号	西京区松尾木ノ曾町22番地の5地先 西京区松尾木ノ曾町22番地の3地先	

(変更農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	松尾水0015号	旧	西京区松尾木ノ曾町1番地先 西京区松尾木ノ曾町23番地の6地先	
		新	西京区松尾木ノ曾町14番地の1地先 西京区松尾木ノ曾町20番地の2地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)